

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 32 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 9 月 17 日（水）			
出席者	午前 10 時 50 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	議案 第 40 号	杉並区職員の旅費に関する条例改正に伴う関係条例の 立案請求について		決定
	報告事項 32 - 1	令和 7 年東京都選挙事務運営協議会総会の開催について		了承
	協議事項	令和 8 年東京都選挙事務運営協議会部会における 検討課題について		了承
	その他			—
委員長	これから令和 7 年第 32 回の定例会を開催します。			
	<杉並区職員の旅費に関する条例改正に伴う関係条例の立案請求について>			
委員長	議案第 40 号について事務局から説明をお願いします。			
選挙法規 担当係長	議案第 40 号をご覧ください。こちらは、令和 7 年第 4 回区議会定例会において、杉並区職員の旅費に関する条例の改正案の提出が予定されていることに伴いまして、選挙管理委員会が所管する費用弁償に関する条例についても改正が必要となるため、立案請求に関する手続きを職員厚生担当課長宛てに依頼するものです。改正対象となる条例は、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例と行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の 2 件です。今回の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されていることを踏まえ、杉並区職員の旅費に関する条例についても旅費の種類や内容の見直しを行うことに伴うものです。選挙管理委員会所管の各条例においても旅費の種類が規定されているため、これらの規定を改正する必要があります。参考資料として添付している財務省ホームページ掲載の「国家公務員等の旅費制度の改正概要」をご覧ください。1 ページ目が法律改正の概要、2 ページ目が政令改正の概要、3 ページ目が省令改正の概要となっています。今回の条例改正に特に関係するのは、参考資料 2 ページ目「(2) 政令の概要」のうち、「① 旅費の種目及び内容」に関する部分です。国において旅費の種目や内容が整理されたことに伴い、区の条例についても同様の見直しを行うものです。主な改正内容は次のとおりです。宿泊料の見直しです。現行の「宿泊料」は「宿泊費」に名称変更されます。また、支給方法についても、定額支給から上限付き実費支給へ変更されます。次に、車賃の			

	見直しです。現行の「車賃」は「その他の交通費」に名称変更されます。併せて支給内容の見直しが行われます。次に、旅行雑費の見直しです。現行の「旅行雑費」は、主に昼食代を含む旅行中の諸雑費として支給されていました。改正後は、宿泊を伴う出張時の朝食代・夕食代等に充てる旅費として内容が変更され、「宿泊手当」に名称変更されます。また、現行制度では、宿泊料が不要な場合に朝食代や夕食代相当額を支給する「食卓料」が規定されていますが、今回の改正により食卓料は廃止されます。その内容は「宿泊手当」に統合される予定です。さらに、現行の「宿泊料」には宿泊費のほか朝食代・夕食代相当額も含まれていますが、改正後は純粋な宿泊費のみを「宿泊費」とし、朝食代・夕食代については「宿泊手当」として別に整理されます。このように旅費の種類や内容が整理されることから、選挙管理委員会所管条例において規定している旅費種目についても改正を行うものです。別紙 1②の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表をご覧ください。現行では、旅費の種目として、鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料の 6 種類を規定しています。改正後は、鉄道賃、船賃、その他の交通費（車賃を名称変更）、宿泊費（宿泊料を名称変更）、宿泊手当（新設）となります。旅行雑費及び食卓料は廃止し、宿泊手当へ整理統合する内容です。続いて、別紙 2②の行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表をご覧ください。現行では、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料の 8 種類を規定しています。改正後は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費（車賃を名称変更）、宿泊費（宿泊料を名称変更）、宿泊手当（新設）、渡航雑費（渡航手数料を名称変更）となります。旅行雑費及び食卓料は廃止し、宿泊手当に整理統合します。なお、施行日は両条例とも令和 8 年 4 月 1 日を予定しており、今後、条例改正手続きを進めてまいります。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
島田委員	選挙長等に関する条例と行政委員会の委員に関する条例とで、費用弁償の種目に「航空賃」があるものとないものがありますが、これはどのような理由ですか。
選挙法規担当係長	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例において費用弁償の対象となるのは、投票所、開票所及び選挙会の管理者や立会人です。法律上、投票管理者・立会人については必ずしも杉並区内在住者である必要はなく、航空機を利用するケースが発生する可能性はあります。しかし、実際の運用においては、航空機利用が必要となるような方を選任することは現状想定されていません。そのため、選挙長等に関する条例では、航空賃を旅費の種目として規定していないものと考えています。
委員長	別紙 2②の行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表で、改正前は「杉並区長等の給与等に関する条例の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。」とありますが、改正後はその記載が「杉並区長等の給与等に関する条例の規定による。」となっています。これは、「杉並区長等の給与等に関する条例」も併せて改正されるということですか。
選挙法規担当係長	併せて改正されると聞いております。
委員長	それに合わせて、この条文も変更されるということですね。
選挙法規担当係長	現行では「副区長が受けるべき額に相当する額」という形で規定されていますが、準用元となる条例の改正に伴い、こちらの規定についても併せて整理されたものと考えております。

委員長	これまでは「副区長と同額」という考え方だったものが、改正後はどうなるのですか。引き続き同じ扱いになるのですか。
選挙法規 担当係長	引き続き同じ扱いになると聞いております。
委員長	わかりました。今回の条例改正については、杉並区全体として大きな制度改正があり、そのうち選挙管理委員会に関係する部分を抜き出して、本議案として説明いただいたという理解でよろしいですね。要するに出張等に係る旅費制度について、実態に即した見直しは国の法改正を踏まえて行われるということだと思います。それでは、他に質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜令和 7 年東京都選挙事務運営協議会総会の開催について＞
委員長	報告事項 32 - 1 について事務局から説明をお願いします。
局長	報告 32 - 1 の資料をご覧ください。令和 7 年東京都選挙事務運営協議会総会の開催についてです。この後の協議事項とも関連しますが、東京都選挙事務運営協議会において事務担当者レベルで検討を行った課題について、その検討結果を報告するための総会を開催するものです。開催日時は令和 7 年 12 月 18 日午後 3 時 15 分からで、会場は文京区民センターです。委員長及び随員として事務局長の出席要請が来ております。委員長におかれましては、ご都合がございましたらご出席いただきますようお願いいたします。説明は以上です。
委員長	はい、わかりました。これについて、何か質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、報告事項 32-1 については了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
	＜令和 8 年東京都選挙事務運営協議会部会における検討課題について＞
委員長	続きまして、協議事項の令和 8 年東京都選挙事務運営協議会部会における検討課題について、事務局から説明をお願いします。
局長	本件は、先ほどご報告した東京都選挙事務運営協議会総会の議題として予定されている令和 8 年度の検討課題を募集するものです。 東京都選挙事務運営協議会（東京都選挙管理委員会事務局）から各区市町村選挙管理委員会事務局長宛てに依頼が送付されています。参考資料をご覧ください。記載の課題は、当初、令和 6 年度に検討を予定していたものですが、衆議院議員総選挙への対応等により十分な検討ができなかったため、令和 7 年度へ持ち越された課題となっています。協議会では、3 つの部会を設置して検討を行っています。第 1 部会は選挙における問い合わせ対応について、第 2 部会は夏季の選挙執行における熱中症対策について、第 3 部会は将来を見据えた選挙時啓発について、1 部会当たり 20 団体程度で分担しながら検討を進め、12 月中旬頃に開催される総会において検討結果を報告する仕組みとなっています。検討課題については、各自治体から提案された候補の中から 3 つの課題を選定しています。課題募集に係る調査票が送付されていますので、委員の皆様から「このようなテーマについて検討してはどうか」といったご意見がありましたら、お寄せいただければと思います。提出期限は 10 月 10 日となっていますので、来週頃までにご意見をいただければ幸いです。現時点では、事務局として特に緊急性の高い検討課題は想定しておりません。そのため、委員の皆様からご提案がなければ課題の提出は行わず、その旨回答する予定です。説明は以上です。
委員長	ありがとうございました。杉並区は今年度、第 3 部会の「将来を見据えた選

	挙時啓発」に参加しております。令和 8 年度の検討課題についても、最終的には現在の 3 つのテーマに近い内容に集約されるのではないかと考えています。第 1 部会の「選挙における問い合わせ対応」には、期日前投票における本人確認の問題も含まれており、昨日の議員質問とも重なる内容です。また、第 2 部会の「夏季の選挙執行における熱中症対策」については、投票所として使用する体育館などで空調設備が十分でないケースもあり、検討が必要な課題だと思います。さらに、第 3 部会の「将来を見据えた選挙時啓発」については、デジタル化や SNS の活用をどのように考えていくかというテーマです。それぞれ重要な課題であり、令和 8 年度も同様のテーマが引き続き取り上げられるのではと思いますけれど、皆様から何かご意見はございますか。
小井委員	これらの課題について、これまでどのような意見交換や検討が行われてきたのかという資料は、まだ私たち選挙管理委員会には配付されていないのでしょうか。
局長	毎年、総会の際に報告書が冊子として配付されますので、その際に委員の皆様にも供覧させていただいております。
選挙法規担当係長	今年度の検討課題につきましては、先ほどの報告事項 32-1「令和 7 年東京都選挙事務運営協議会総会」の中で報告される予定です。
小井委員	これから検討結果が出てくるということですね。
選挙法規担当係長	今後各部会で検討を行い、12 月 18 日の総会でそれぞれの検討結果が報告される予定です。
小井委員	今回の募集というのは、この 3 つのテーマのうちどれかを希望することですか。それとも、ほかに新たな課題がないかを募集しているのでしょうか。
局長	令和 8 年度に検討する新たな課題の募集です。令和 6 年度は東京都知事選挙や衆議院議員総選挙があり、十分な検討期間を確保できませんでした。そのため課題が令和 7 年度へ持ち越されることとなりました。また、今年度も東京都議会議員選挙や参議院議員通常選挙があり、実質的には 9 月から 11 月頃までの約 3 か月間で数回会議を開催し、12 月 18 日の総会で報告するというスケジュールになると思います。
小井委員	今年度の 3 つのテーマは引き続き重要な課題ですので、継続して検討していただきたいという意見を出してもよいのですか。
局長	今年度検討した内容を翌年度もそのまま扱うとなると、新しい事例や取組が出てこない場合も考えられます。今年度の検討結果や各自治体の先進事例が共有されれば、他自治体が参考にして採用することもあると思いますので、翌年度も同じテーマで新たな議論を展開するのは難しい面もあるかもしれません。
委員長	課題そのものはこの 3 つに集約されると思います。テーマ名や切り口を変えて継続して検討することも考えられる。例えば、第 3 部会の「将来を見据えた選挙時啓発」についても、デジタル化をどこまで議論するのか、現時点では私たちにも見えていない部分があります。杉並区でも、区の広報部門が管理する LINE や X (旧 Twitter)、Facebook などを活用した選挙啓発を行っていますが、これを仮に選挙管理委員会が独自に運用するとなれば、相応の人員や予算が必要となります。そのため、デジタル媒体をどのように活用していくかは、今後の課題の一つではないかと思います。実際には、様々な啓発活動も行われていますよね。
局長	はい。例えば、コンビニエンスストアのレジ画面を活用した啓発などを実施しています。これは選挙啓発用の予算を活用し、事業者を通じて区内のコンビニエンスストアに広告を配信しているものです。また、障害のある方向けに投

	票方法を説明する動画を作成し、YouTube で配信するなどの取組も行っています。
委員長	そうした取組は一定の効果があるのではないかと思います。 令和 8 年度に向けても大きな課題は同様だと思いますが、期日前投票の利用者が想定以上に増加している点については、もう少し検討してもよいテーマかもしれません。
小井委員	災害時の対応なども課題になるのではないのでしょうか。
委員長	災害対応や猛暑対策も含めて考える必要がありますね。選挙がいつ実施されるか分かりませんので、その点も重要だと思います。
局長	災害時の投票所運営や管理運営については、確か 3～4 年ほど前に本協議会でも検討課題として取り上げられていたと思います。
選挙法規 担当係長	令和 5 年度の検討課題として、「異常気象等に伴う選挙事務の運営について」が取り上げられていました。 集中豪雨、台風、河川氾濫、土砂災害、地震など、様々な災害への対応が検討されています。
局長	避難所となる施設が投票所にもなる場合がありますので、使用できなくなった場合にどのような代替措置をとるかといった点も含めて検討されていたと記憶しています。
委員長 職務代理	現時点で杉並区として特に追加で提案すべき課題がないのであれば、事務局に一任するという事でよいのではないのでしょうか。
委員長	それでは、本件については事務局に一任するという事でよろしいでしょうか。
一同	了承。
委員長	その他、事務局から何かありますか。
局長	今後の予定について確認します。次回の定例会は、9 月 24 日の水曜日午前 9 時開催です。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	以上で令和 7 年、第 32 回杉並区選挙管理委員会定例会を終了いたします。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第 32 回定例会 令和 7 年 9 月 17 日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。